税のお知らせ

◆納税通知書をお送りします

令和2年度（2020年度）の固定資産税・都市計画税、市・県民税の年税額に変更のあった方や新たに課税された方に、納税通知書と納付書（口座振替の方には通知書のみ）を発送します（固定資産税・都市計画税は7月6日(月)、市・県民税は7月3日(金)）。新たにお送りする納付書でお納めください。納期限を過ぎた納付書やバーコードがない納付書は、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

問**市・県民税について**…市民税課☎963＝9144、**固定資産税・都市計画税について**…資産税課☎963＝9147・9148

◆市税の納付には口座振替が便利です

納期限日に口座振替となるため、金融機関で納税する手間が省けます。

納税通知書と預・貯金通帳、口座届出印をお持ちのうえ、口座振替利用予定金融機関または収納課、北部・南部出張所でお申し込みください。

問収納課（第二庁舎3階）☎963＝9141

◆休日納税窓口を開きます

時7月5日(日)・19日(日)・8月2日(日)、午前9時～午後3時　場収納課（第二庁舎3階）☎963＝9142

◆家屋にかかる固定資産税の減額措置について

次に該当する方は、申請により、固定資産税の減額が受けられます。

〈住宅耐震改修工事〉　昭和57年1月1日に現存していた住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120平方㍍相当分までを限度として、翌年度分の固定資産税の2分の1（長期優良住宅に該当する場合は3分の2）が減額されます

〈バリアフリー改修工事〉　新築された日から10年以上経過した住宅で、一定のバリアフリー改修を行った場合、改修家屋1戸当たり100平方㍍相当分までを限度として、翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されます

〈省エネ改修工事〉　平成20年1月1日に現存していた住宅で、現行の省エネ基準に適合する省エネ改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120平方㍍相当分までを限度として、翌年度分の固定資産税の3分の1（長期優良住宅に該当する場合は3分の2）が減額されます

問資産税課☎963＝9149

介護保険のお知らせ

◆介護保険負担割合証をお送りします

介護保険要支援・要介護認定を受けている方に、8月からの介護保険負担割合証を7月下旬までにお送りします。介護サービスを利用する際は、介護保険被保険者証等と併せて、ケアマネジャーやサービス提供事業所にご提示ください。7月以降に要支援・要介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により、介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には、順次お送りします。

問介護保険課☎963＝9169

傍聴

◆越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会

時7月9日(木)、午後1時30分から　場市役所本庁舎5階第3委員会室　内指定管理者の評価についてほか　対10人　申当日、午後1時20分までに直接会場へ

問公共施設マネジメント推進課☎963＝9124

越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました

地方税法の一部改正に伴い、越谷市税条例・越谷市都市計画税条例を改正しました。越谷市都市計画税条例については、条文整備を行いました。

〈未婚のひとり親に対する税制上の措置〉　婚姻歴の有無や性別にかかわらず適用する「ひとり親控除」の創設など、生計を一にする子を有する単身者などに係る個人住民税の所得控除および非課税措置について見直しを行い、令和3年度（2021年度）分から適用します

〈低未利用土地等を譲渡した場合の特別控除の創設〉　低未利用土地等を譲渡した場合に個人住民税の長期譲渡所得から100万円を特別控除する課税の特例を創設し、3年度分から適用します

〈寄附金税額控除の適用に係る特例の創設〉　イベントを中止等した主催者に対するチケット代金等の払戻請求権を放棄した場合に個人住民税の寄附金税額控除を適用する特例を創設し、3年度分から適用します

〈軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長〉　軽自動車税環境性能割の税率を1％分軽減する臨時的軽減措置の適用期限を3年3月31日まで6カ月間延長します

〈市たばこ税の課税方式の見直しなど〉　▽軽量な葉巻たばこに係る市たばこ税の課税方式について、重量比例課税方式から本数課税方式へ段階的に移行する見直しを行います　▽登記上の名義人が死亡した物件の課税上の対応として、固定資産税における「現所有者による申告制度」を創設します　▽生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小事業者が新たに取得する事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準を3年間に限りゼロとします

問市民税課☎963＝9144・9145、資産税課☎963＝9147、産業支援課（先端設備等導入計画について）☎967＝4680

知っておこう！ 心肺蘇生法の新たな注意点

これまでとどう違う？

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、心肺停止傷病者への対応が見直されました。心肺蘇生法を実施するときは以下の点に注意してください。

①反応をみる

倒れている人の反応や呼吸を観察します。この時、顔を近づけ過ぎないようにしてください。

②心肺蘇生を行う

＊AEDの使用についてはこれまでどおり変更ありません
＊胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にかぶせます

【大人の場合】

人工呼吸を行わずに胸骨圧迫のみ行ってください。

【子どもの場合】

呼吸の障害で心肺停止となることが多いので、人工呼吸の講習を受けていて、それを行う意思がある家族等は、胸骨圧迫に加え人工呼吸を行ってください。

③心肺蘇生実施後

救急隊員に引き継いだあとは、速やかにせっけんと流水で手と顔を十分に洗ってください。傷病者の口元にかぶせたハンカチやタオルは直接触れないようにして廃棄してください。

問消防本部救急課☎974－0107

【応急手当講習会のご案内】

消防署では、定期的にAEDを含む応急手当講習会を実施しています。
7月実施分については、10面をご覧ください。

固定資産税・都市計画税の第2期分および国民健康保険税の第2期分の納期限は7月31日(金)です